

株式会社すみか

コンプライアンス規程

第1条（目的）

本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）に適用される法令、定款、就業規則その他社内規程等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を徹底し、事業活動の公正性・適正性の確保、ならびに企業としての社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

当社の役員および従業員（以下「役職員」という。）は、常に法令や社内規程等を遵守し、高い倫理観をもって行動するものとする。業務遂行においてはコンプライアンスを最優先し、健全な企業経営に資する。

第3条（コンプライアンス体制）

当社は以下のとおりコンプライアンス推進体制を整備する。

1. コンプライアンス統括責任者
2. コンプライアンス推進担当者
3. 外部有識者を含む「コンプライアンスアドバイザー」制度を設けることができる。

第4条（統括責任者の役割）

1. 統括責任者は、社内のコンプライアンス体制の整備および推進を統括し、代表取締役へ報告する責を負う。
2. コンプライアンス違反に対する是正措置および再発防止策の策定を主導する。
3. 社内外への情報開示や記録の保全を行う。

第5条（相談・通報）

1. 役職員は、コンプライアンス違反またはその疑いがある行為を発見した場合、速やかに推進担当者または統括責任者へ報告・相談しなければならない。
2. 相談者・通報者のプライバシーおよび不利益な取り扱いからの保護を徹底する。
3. 必要に応じて、外部の第三者機関への通報制度（内部通報窓口）を設置できる。

第6条（教育・研修）

当社は、役職員に対して定期的にコンプライアンスに関する研修を実施し、意識の向上と知識の浸透を図る。

第7条（懲戒）

コンプライアンス違反が認められた場合、就業規則に基づき、当該行為の内容・影響・責任の程度に応じて、必要な懲戒処分を行う。役員に対しては、取締役会において対応を協議し、決定する。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、代表者の決裁で変更する。

附則

この規程は、2025年5月1日より施行する。